

公益社団法人中野青年会議所 災害時支援活動要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 本要綱は、大規模災害の発生に起因し、自立生活が困難となった地域住民に対し、公益社団法人中野青年会議所（以下「本会議所」という）として人的または物的支援の円滑且つ効率的な支援を実施するため、本会議所の組織及び活動方法等について定めることを目的とする。

(適用)

第2条 本要綱は、中野市・山ノ内町近隣の大規模災害について適用する。

(活動方針)

第3条 大規模災害発生後 48 時間以内は、本会議所会員は自らの家族や企業の生活及び営業体制の維持に対する活動を最優先とし、災害の規模、被害状況等の被災情報を同時に的確に収集する。

2 大規模災害発生後 48 時間経過後においては、前項に準じて本会議所が行う支援活動に順次参加するものとする。

3 大規模災害においては、地域住民の生活支援及び自立支援をはじめとして、地域経済の復興支援等の総合的施策が極めて重要となるため、関係機関と連携し、本会議所は支援活動を行うものとする。

第2章 災害時活動体制

(災害対策特別委員会の設置)

第4条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、理事会の決議を以って、48 時間以内に災害対策特別委員会を設置するものとする。また、理事会を招集する時間的余裕のない場合は、理事長の専決で災害対策特別委員会を設置できるものとする。但しその場合は、直近の理事会において報告し承認を得なければならない。また理事長がその職務を果たせない場合は副理事長が代行する。

(1) 気象庁発表の震度階 5 弱以上の地震が発生した場合。

(2) 河川の決壊や土石流等の自然災害により、自立的に生活困難となった地域住民が生じ、理事長もしくは代行者が必要と認める場合。

(3) 近隣地以外で大規模災害が発生し、長野ブロック協議会会長より協力要請があった場合。

(災害対策特別委員会の構成)

第5条 理事長を委員長、直前理事長及び副理事長 1 名を副委員長とし、監事及びその他の副理事長を委員とする。また、専務理事を事務局長、総務委員長を事務局次

長とし事務局を備える。但し、理事長がその職務を果たせない場合は副理事長が代行し、専務理事がその職務を果たせない場合はその他の副理事長が代行する。

(災害対策特別委員会の予算)

第6条 災害対策特別委員会の事業予算については、理事会の承認を得て委員会事業費として取り扱うことが出来る。また、理事会を招集する時間的余裕のない場合は、理事長の専決で事業費を取り扱うことが出来る。但し、理事長の専決で事業費を使用した場合には、直近の理事会において報告し、承認を得なければならない。

(災害対策特別委員会の解散)

第7条 理事長は次の各号のいずれかに該当と認めるときは、理事会の承認を以って、災害対策特別委員会を解散するものとする。

- (1) 地域住民に生活支援活動の必要が無くなったと判断された場合。
- (2) 地域住民に自立支援活動の必要が無くなったと判断された場合。
- (3) 地域経済に対する復興支援活動の必要が無くなったと判断された場合。
- (4) 災害対策特別委員会を解散し、各種支援活動を引き継ぐ委員会を新たに設置した場合。
- (5) その他特別な事由が生じた場合。

第3章 災害時活動方針

(初動措置)

第8条 災害対策特別委員会は、次の各号により初動措置を行うものとする。

- (1) 委員長は、委員会を招集し、次の活動方針、活動体制等を決定する。
 - ア 緊急連絡網を活用して会員の安否確認実行の決定をする。
 - イ 災害対策本部等各所へ委員を派遣し情報収集活動開始を決定する。
 - ウ 支援を受ける側として被災状況の情報収集活動を実行し、人材・物資・資金の効率的支援が行えるようにすることを決定する。
 - エ 被災者のための炊き出し支援等を行うことを決定する。
 - オ 長野ブロック協議会へ被災報告と支援要請を行うかを決定する。
 - カ 災害時専用のホームページ及び掲示板の作成を行うことを決定する。
 - キ その他必要と認められる事項について決定する。
 - (2) 事務局は、本要綱第5条に定める任務分担に従い、速やかに組織の確立を図るとともに業務を開始する。
- 2 災害対策特別委員会が設置されるまでの間、事務局長は直ちに次の処置を可能な限り行うものとする。

- (1) 災害発生直後、通信網の状態を確認する。
 - (2) 災害発生直後、本会議所の会員本人及び家族の安否、企業の状況等を確認する。
 - (3) 災害発生直後、被災状況等の情報収集のために情報収集班を組織し各関係行政へ派遣する。
 - (4) 活動可能な会員の人数を把握する。
- 3 本会議所会員は、川の決壊や土石流等の自然災害により被害が出た場合、また気象庁発表の震度階5弱以上の地震が発生した場合には、所属委員会の委員長もしくは、副委員長に速やかに自身の状況を事務局に報告しなければならない。委員会に属しない会員については、事務局に報告する。また、各委員長は事務局に報告状況を随時報告する。

(48 時間以降支援活動)

第9条 本要綱第3条第2項に定める支援活動に順次参加するものとする。

- 2 災害前に承認されている事業については、理事会の決議を以って事業を実施するか否かの決定を行う。但し、理事会を招集する時間的余裕のない場合は、理事長の専決を以って災害対策特別委員会にて決定することが出来る。その場合は、直近の理事会において報告しなければならない。

第4章 雑 則

(その他)

第10条 本要綱に定めるものの他、特別委員会の運営に必要な事項は理事長が別に定める。

(附則)

本要綱は、平成23年11月9日より施行する。